

主 文

労働基準監督署長が平成〇年〇月〇日付けで再審査請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）による遺族補償給付及び葬祭料を支給しない旨の処分は、これらをいずれも取り消す。

理 由

第1 再審査請求の趣旨及び経過

1 趣 旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、主文同旨の裁決を求めるというにある。

2 経 過

請求人の亡子（以下「被災者」という。）は、平成〇年〇月〇日、A所在のB会社（以下「会社」という。）に雇用され、会社が運営する「C店」において調理業務に従事していた。

被災者は、平成〇年〇月〇日付けで会社が運営するD市所在の「E店」に異動することとなっていたことから、異動先での住居を探すため、同年〇月〇日、自家用自動車を運転して自宅からD市へ出掛けた。被災者は、用件を済ませて自宅へ戻る途中、高速道路において自家用自動車が故障したため、路肩に止めて車から降りたところ、後方から走行してきたタンクローリー車にはねられ死亡した（以下「本件事故」という。）。

請求人は、被災者の死亡は業務上の事由によるものであるとして、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）に遺族補償給付及び葬祭料の請求をしたところ、監督署長は、被災者の死亡は業務上の事由によるものとは認められないとして、これらを支給しない旨の処分をした。

請求人は、これらの処分を不服として、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に審査請求をしたが、審査官は、平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却したので、請求人は、更にこの決定を不服として、本件再審査請求に及んだものである。

第2 再審査請求の理由

(略)

第3 原処分庁の意見

(略)

第4 争点

本件の争点は、被災者の死亡が業務上の事由又は通勤によるものであると認められるか否かにある。

第5 審査資料

(略)

第6 事実の認定及び判断

1 当審査会の事実の認定

(略)

2 当審査会の判断

(1) 本件事故当日、被災者がE店を訪問した主な目的は、赴任先での住居を探すことにあったと認められるところ、本件事故による被災者の死亡が業務上の事由によるものと認められるためには、E店への訪問が会社の業務であると認められることが必要である。

(2) 請求人は、「被災者は会社の業務命令でE店に行った帰りに亡くなった。会社の業務命令がなければE店に行くこともなかった。」及び「本件事故当日は公休日だったと会社は説明しているが、会社の指示を受けて業務として行き、〇月分の給与や本件事故当日分の交通費も支給されているから、休日を返上しての勤務である。」旨述べるほか、「会社からE店への訪問が業務であることを認める確認書を受け取っている。」旨述べている。また、請求代理人は、「住居探しは、日時も、場所も、方法も、会社の指示ないし業務命令の下に行われたもので、会社の指揮監督下で行われた業務であり、本件事故はその帰路に発生したものであるから、通勤災害であることは明らかである。仮に業務でないとしても、『単身赴任先住居と帰省先住居の間の移動』に準じて、通勤災害と評価すべきである。」旨述べている。

(3) 会社従業員の異動に伴う赴任先の住居探しについて、F部長は、「会社から異動対象者に不動産業者を紹介している。」、「異動対象者が決めた住居は会社の借上げ社宅として会社名義で賃貸借契約を結び、入居者には家賃から住宅

手当を控除した金額を給与から差し引いている。」及び「被災者は会社の命により本件事故当日にE店へ出向いており、会社としても業務だったと考えている。」旨述べている。その一方で、「異動者は引越し等が大変であるので、福利厚生の一環として手助けを行っており、異動対象者の住居探しも、その1つである。」とも述べており、従業員の赴任先での住居探しを業務行為とみなすか否かについて、会社が一貫した方針を持っていたとはいえない。

(4) そこで、会社における赴任先の住居探しの実情をみると、当該住居探しは、異動対象者が自分で行ってもよく、また、同人の公休日を基本として、その意思を尊重しながら日程調整を行っていると同認められる。もっとも、異動対象者自身は、住居探しを業務指示と受け止め、会社の命を受けて住居探しに行くとの認識を持っている場合もあることがうかがえる。

(5) 被災者の赴任先での住居探しについて、F部長は、「被災者に対し、不動産業者とはE店で落ち合うようにしたので、ぎりぎりに行くことのないように、また、E店の店舗責任者等に挨拶もしてくるように話をした。」及び「被災者には不動産業者との待合せ時間を午前11時と指示していた。」旨述べている。また、Gエリアマネージャーは、「被災者は午前10時頃E店に到着し、当日引継ぎのために行っていた私と挨拶をしてから、Hエリアマネージャーと店内を見て回った。その後、被災者は午前11時頃に店舗で待ち合わせていた不動産業者が来ていたため、Hエリアマネージャーの車に乗り込み、家探しに出掛けて行った。被災者は、昼頃E店に戻ったが、『3か所回ったが、いい物件がなかった。』と住居探しに同行したHエリアマネージャーから聞いた。そして、その後、再びHエリアマネージャーの車で物件探しに出掛けた。」旨述べている。さらに、F部長は、「当日E店から被災者が到着したことと1社目の面談が終わったということを確認した。」旨述べている。これらの申述からすると、会社は、被災者のために不動産業者を手配し、当該業者との面談時間等を取り決めるにとどまらず、当該業者との面談に社員を同行させ、さらに、被災者に対して当該業者との待合せ時間に遅れないように異動予定の店舗を訪ね、また、関係者に挨拶等を行うことも命じていたものと判断し得る。

この点、会社は、赴任先の住居探しは、公休日又は勤務を要しない時間帯に行われており、被災者についても、公休日扱いであったと述べているが、被災者の勤怠管理台帳をみると、公休日は各週によって曜日が異なっており、事前

に定められていた公休日を選んで住居探しに赴いたものとは認め難く、本件事故当日が公休日であったとの扱いは、あくまで従来 of 慣習に則った取扱いにすぎないものであったとみるのが相当である。

さらに、Gエリアマネージャーは、「被災者は、E店を訪問した時、挨拶があったため、スーツ姿であった。」旨述べており、私用でたまたま訪問したという事情であったとは判断し難く、また、従来から赴任先での住居探しに要したガソリン代や高速料金などの交通費も支給されており、被災者の場合も、本件事故後、請求人の代理申請に基づき必要額が支払われているとの事実が認められる。加えて、従来から異動対象者が決めた住居は、借上げ社宅として扱われており、被災者の場合も同様に処理される可能性が高かったと推認されることから、当審査会としては、被災者が本件事故当日にE店を訪問した行為は、異動に伴う私的な住居探しであったとはいえず、会社の指示を受けて行われた業務としての出張であるとみるのが相当であると判断する。

したがって、本件事故は業務としての出張中に発生したものであるから、同事故による被災者の死亡は、業務上の事由によるものであると認めるのが相当である。

- 3 以上のとおり、請求代理人のその他の主張を検討するまでもなく、本件事故による被災者の死亡は、業務上の事由によるものであると認められることから、監督署長が請求人に対してした遺族補償給付及び葬祭料を支給しない旨の処分は失当であり、取消しを免れない。

よって主文のとおり裁決する。